

三宮ターミナルホテル

『やさしさのホテル』を目ざす

神戸でのあらゆる交通の中心
JR三ノ宮駅内

- シングル…8,000円より
- ツイン…15,600円より



☎(078) 291-0001代
〒651 神戸市中央区雲井通8丁目

た。むろん通訳を通してであった。
「日本国に対し公式陳謝と賠償を求める裁判をすすめる会、事務局の青柳敦子です。私は、三人の子供を持つ、ごく平凡な、主婦ですが、宋斗会氏やCさんと出会って以来、日本はこのままでは本当にいけないと思います、これまで裁判の準備をすすめてきました。人間であるならば、日本がこれまでにないしてきた事……三十六年間の植民地時代も含めて、特に戦後、自分の責任をすべて放棄してきた事……は、とうてい許されることではありません。特に、自分の戦争に軍人、軍属として、戦場へ動員した人々に対してまで、死傷しても、何のお詫びの言葉も、補償もないとは、私は日本人として、本当に恥ずかしい気持ちです。(略) 私達のできる一つの有効な方法として、今、裁判を準備しています。日本国の公式陳謝と賠償を求める裁判です。(略)」

裁判の方法と内容について簡単に説明します。要求する賠償金額によって、裁判に必要な経費が異なるのですが、原告一人に付き、最低十万円は必要かと思えます。その他、訪日して証言していただく経費を考えますと、最初は、十人を原告として裁判を始めたと思います。しかし、この十人の背後には、多くの原告がいることを明らかにする為に、委任状をできるだけ多く欲しいのです。裁判に必要な費用は、今、日本で四百万円準備しています。たくさんの委任状を背景に、まず十人を原告として裁判を始める予定です」

このデモが戦争犠牲者への補償を求める一定の集団行動としては最初のものであった、と言われていることは興味深い。日本人が訪韓して日本政府相手の裁判を呼びかけ、その結果日本大使館にデモがかけられたのである。以来、この種のデモは頻々と行われるようになる。宮澤訪韓の際に天皇のワラ人形を焼き、大使館に生卵を投げた反日デモも、元をたせばこの日のデモに行きつくと言うこともできよう。

それから二カ月近く後の九〇年五月、盧泰愚大統領訪日にあたって遺族会は日本大使館前で二週間の坐り込みを行う。さらに六月から七月にかけて、遺族会は釜山にある日本総領事館からソウル日本大使館まで、犠牲者の遺影を首にかけた徒步行進を行った。

こうした間に、訴訟の準備の方は遺族会の顧問弁護士が協力するというのも余りな

務省局長通達によって当時日本に住んでいた旧植民地人の日本国籍離脱が決められたが、宋氏はそれは認められないと言う。彼は自分をはじめ在日朝鮮人は現在も日本国籍を有していることを主張して、これまで何度も日本国籍確認裁判を起こしてきたのである。

さらに宋氏は、私の問いかけに対し「現在朝鮮半島に住んでいる朝鮮人にも潜在的に日本国籍があるとみなすべきだ。日本国は韓国政府との関係などがあろうがなかろうが、日本国臣民として戦争に動員して犠牲を強いいた者に対して公式陳謝し然るべき賠償をすべきだ。また国際情勢の変化などのため現在日本に住んでいる朝鮮人が日本に住みたいと考えた場合は、その国籍が認められるべきだ」とも語っている。

主権国家としての韓国のとった政策や行動に対する考慮をまったく欠いて、加害者「日本国」対被害者「朝鮮民族」という枠組みだけからすべてを見ようとするところに、宋氏や青柳氏らの特徴がある。

そんな宋氏がリーダーとなり、青柳氏が実務を担当した下関市に住む在日韓国人C氏の日本国籍確認訴訟が、ちょうどこの年の四月敗訴となった。そこで宋氏が新たな運動目標として発案したのが雑誌への意見広告の掲載

であり、それを受けた形で韓国人に対する日本政府への裁判の呼びかけだったのだ。

この時の訪韓で青柳氏は、用意した文書を報道機関その他、あちこちに置いて帰国する。それまで韓国にほとんどツテのなかった青柳氏は、この最初の訪韓では原告を見つけたことはむろんできなかった。

ところが、帰国して数週間後のある日、突然ソウルにある「太平洋戦争犠牲者遺族会」(以下「遺族会」)から青柳氏の自宅に国際電話がかかってきた。青柳氏の残っていた意見広告のコピーや訳文が、遺族会の目にとまり、是非協力したいと申し入れてきたのである。

この「太平洋戦争犠牲者遺族会」は、韓国政府が補償を行うために戦争犠牲者の遺族からの届出を受けつけていた一九七二年に発足した組織で、家族の生死確認や遺骨調査、援護の拡充などを求めて活動してきた。ソウルに本部事務所と各地に支部を置き、八九年には天皇あてに『昭和天皇の後を継いだアキヒトは、戦争責任をきちんと取れ』というメッセージを送るなどの活動を展開している。日本政府への訴訟の計画もあったという。

この時の遺族会の申し入れは、韓国側にこれというパイプのなかった青柳氏にとっても

反日デモ第一号のきっかけ

そして、翌九〇年三月、裁判の具体的説明をするため、青柳氏は再び韓国に渡る。遺族会側は説明会場としてソウルにある韓国日報ビルの大講堂を借り受け、約千人の会員を動員して青柳氏らを迎えた。この時点ではじめて韓国から直接日本への訴訟を行うというアイデアが現実性を持ちだしたのである。ちなみにこの説明会の名称は「対日公式陳謝賠償請求裁判説明会」である。

青柳氏は壇上、概略次のような挨拶をし

酒都西条の名酒

品質第一

清酒 白牡丹

うまさがちがう

延宝三年創業・三百年の伝統

ハクボタン

広島・西条 白牡丹酒造株式会社

(飲酒は20歳を過ぎてから)

渡りに船といった恰好だった。

青葉ガツオに、桜ダイ。

初物に対する心意氣を大切にする江戸つ子と、
姿も味もしつかりとる浪速つ子。
関東ガツオに、関西ダイイと言われるように、
桜の季節、瀬戸内海には、身体をいっそう赤く染め、
もっともおおいくなつたダイイが浅瀬に移動してくる
にはやく、桜の色を皿の上で愛する。



加寿翁

各種全席、一品料理、是食にウチナミナとまいます。
大御方などの「食會」に、そして大事なる打會等にも利
用くだす。

和室広間(30名様)、個室(座敷3部、4・10名様)、
特別室(椅子席)20名様、テイルル席がございます。
●夜10時まで営業

ご予約・お問い合わせは

●東京店 ☎03-3345-0881

新宮住宅三角ビル52階

●名古屋店 ☎052-264-8460

名古屋バルコ西館8階

ステーキ・コーナーを新設いたしました。

總店 和乃方 (上野) 銀座・東横・渋谷・新大塚

主修課程 專知・土庫・東館・紅門

く、結局大半が青柳氏らの手によって行われたという。十月二十九日、東京地裁に二十二人の韓国人遺族らが日本政府を相手に、公式陳謝と賠償を求める裁判を提訴した。

日韓条約は「高利貸しの証文」か

ところが、青柳氏らと遺族会の関係がこの提訴直後からおかしくなる。提訴のために来日していた遺族会幹部が帰国するや、遺族会側は今後は組織として青柳氏らには協力できないと通告するのだ。この間の事情について遺族会に取材すると、「青柳氏らは弁護士でもないし、あくまで裁判は遺族会の活動として行いたいので、関係を断った」との説明であつた。

青柳氏らと別れたあと遺族会は、フリージヤーナリストで九〇年六月の大行進以来、取

材を続けていた臼杵歌子氏らが九〇年十二月に作った「日本の戦後責任をハッキリさせる会」との提携を強めていく。同時にサハリンに残留韓国人問題などに関係していた高木健一弁護士とも遺族会は接触する。高木氏が遺族会から相談を受けたのは九〇年の十一月辺辺というが、九一年八月に高木氏が中心となつた「戦後補償国際フォーラム」が東京で開催されると、これに遺族会のメンバー五十三人が参加し、日本国内を日本人支援者らと共にデモ行進したりした。日本のマスコミが戦後補償問題を大きく扱うようになるのは、実はこのフォーラムの頃あたりからだ。

そして、昨年十二月六日、高木弁護士が主任弁護士となり、遺族会の会員三十五人が原告となつた「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求」の提訴が東京地裁になされるのである。この裁判は、九〇年十月の提訴に次ぐ

ものとして、一般には第二次訴訟などと呼ばれ、新聞もそういう書き方をしているが、実際には青柳氏らが行った訴訟とはその主体が明確に異なる。遺族会自体が現在、三つに分裂した状態になってしまっているのだ。今年二月、光州支部が中心となって青柳氏らの支援を受けた千人訴訟が新たに提訴されている他、江原道にも別のグループがいるという。

この「第二次訴訟」には元従軍慰安婦だった女性三人が原告として加わっており、以降の日韓マスコミの報道ぶりは存じの通りだ。

ところで高木弁護士らは、こうした個人補償請求裁判で何を訴えているのか。要するに彼らは、六五年の協定で解決したのは国対国のレベルであって個人対国家間の請求権は残っていると主張しているのだ。彼らがその根拠としているのは外務省の国会答弁である。

外務省は国家が放棄できるのは、個人の請求

権を保護する外交保護権だけだという立場をとっている。つまり韓国人は日本に対して個

とっている。つまり韓国人は日本に対して個人請求を行うことができるが、その請求がもし認められないことがあっても韓国政府は彼らを保護する権利を日本政府に対して行使できない——外務省の言っていることはそういうことなのだ。

そこで、高木氏らは韓国人の個人請求権自体は決して失われておらず、従って補償を受ける権利も残っているのだと主張しているわけだ。

さらに高木氏は、六五年の協定そのものが当時の韓国政府の不安定な状況に日本がつけたんだ、高利貸しの証文、のような条約だと言いつける。韓国の遺族会も同様の主張をしている。例えば、遺族会の梁順任常任理事は、私が、なぜ日本からすでに五億ドルの補償を貰っている韓国政府ではなく、日本政府を相

手に提訴するのかと尋ねたところ次のように答えている。

「六五年の条約は認められない。なぜなら、日本の犯した戦争によつて五十年間苦痛を受けてきた我々犠牲者に対する眞の救済になつていないからだ。日本はこの間我々に何をしてくれたというのだ。無償三億ドルというが、そんな少額では、たとえ全額を犠牲者への補償に当てたとしても足りないし、だいたひ三十六年間の日本の支配によつて表現することさえできない苦痛と被害を受けたのは、我々太平洋戦争犠牲者だけではない。

一九六五年の協定は強者日本が弱者韓国に強要したもので、そんなものを千回結んでも我々は認めない」

主権国家として日本と条約を結び、五億ドルを受け取った韓国政府の立場を事実上無視し「日本国」対「韓国人個人」という次元に

待望久しい、日本語教育の指針の書

現代國語讀本

監修 東京大学名誉教授 中村 元
上智大学教授 平野 智美

優れた伝統が脈打つ
珠玉の佳品を集大成。

珠玉の佳品を集大成。

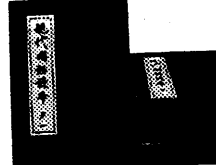
珠玉の佳品を集大成。

全九卷

第2期予約募集

5 9 25 E

定価25,920円(1セット・税・送料込み)
(分売のお求めはご容赦ください)



創隆社

市京都千代田区麴町3-5

〒102 ☎03(3263)1471

振替 東京9-15644

問題を持っている点は、青柳氏、高木氏、遺族会ともに共通である。

そもそも従軍慰安婦の問題が韓国でクロー
ズアップされてくるきっかけを作ったのは、
反政府系の『ハンギョレ新聞』に〇九年一
月、四回にわたって連載された尹貞玉・梨花
女子大学教授（当時）の『挺身隊』怨念の
足跡取材記」という記事だった。これまで日
本人研究者らの手によって明らかにされてい
た情報をもとに、尹教授は北海道、沖縄、タ
イ、パプアニューギニアなどを訪れ、元従軍
慰安婦二名の話を聞いたり、関係者の証言や
資料を集めたりという取材を行った。そして
その取材の成果を連載記事の中で生々しく伝
えたのである。尹教授の記事は、日本ではす
でに大半が活字化されている内容で、それほ
ど目新しいものとは言えなかったが、韓国に
おいては、それまで従軍慰安婦についてほと

んど報じられたことがなかっただけに大きな反響を呼んだ。五月に盧泰愚大統領の訪日を控え連載時期のタイミングも良かった。

一方日本では、五月の盧大統領訪日の際の要請により「朝鮮人強制連行者」名簿の調査が始められた。六月の参議院予算委員会では社会党の本岡昭次議員はこの調査について質問を行い、強制連行された人々の中に従軍慰安婦もいたのではないかと糾弾した。それに對して答弁に立った労働省局長の不用意な発言が、事態を悪化させるきっかけとなるのだ。

局長は「徴用の対象業務は国家総動員法に基づき総動員業務であり、法律上各号列記されている業務と従軍慰安婦の業務とは関係ない」「従軍慰安婦については古い人の話を総合してみると、民間業者がそういう人々を連れ歩いたようで、その関係については実情を明らかにすることができかねる」と答えたのだ。旧軍の事務を引き継いだ官庁がないこともあって、この時点で日本政府は従軍慰安婦制度について事実関係をまったくつかないでなかった。しかし、前線で「慰安所」が営業されるためには軍の関与が不可欠なことは常識だ。きちんとした調査もせず「民間業者が……」などとしたことで、あたかも日本政府が軍の関与を否定したかのように取られてし

朝日が書かなかった「事実」

まったこの局長答弁の責任は軽くない。

こうした日本政府の答弁に對し、尹氏などから激しい抗議の声があがった。反発した韓国の各女性団体は結束し、十月、海部総理に、日本政府が朝鮮人女性を従軍慰安婦として強制連行した事実を認め、謝罪し、本人や遺族に對して補償することを求める公開書簡を送りつけた。

この書簡に對する日本政府の対応は鈍かった。また返答も事実関係の確認ができないという所けないものだったため、韓国側の反発をなおさら煽る結果となってしまう。そうしたゴタゴタの続くなか、翌九一年の八月十四日、日本政府と女性団体とのやり取りに刺戟され、元従軍慰安婦だった金学順という女性に初めて実名で記者会見を行った。

この女性が十二月の高木弁護士らの提訴した裁判の原告の一人となり、日本にもやってきて各地を講演したりテレビや新聞のインタビューに答え、従軍慰安婦問題に對する関心を著しく高めたのはよく知られている。高木氏の提訴においても、三人の元慰安婦の中で唯一彼女だけが実名を公表している。

二人、誘いに乗りました。十七歳(数え)の春(一九三九年)でした」

植村記者は韓国への留学経験もあり、韓国語にも堪能な記者である。昨年六月にはその留学体験を記した本も出版している。

そんな植村記者の書く金さんの体験は、悲惨の一語につける。「地区の仕事をしている人」に騙されて、わずか十七歳で従軍慰安婦にされた――従軍慰安婦制度の残酷性を告発するの、これ以上の体験はないと言えるだろう。

ところがである。こうした植村記者の記事は実は重大な事実誤認を犯しているのだ。しかもそれはどう考えても間違えようのない類の誤認である。

金さんが会見をした翌日、韓国各紙はこれを大きく扱った。すでにその記事の中で金さんの経歴について、韓国紙は「生活が苦しく

世界に翔 夢和菓子 冷凍夢和菓子ギフト

目覚めた時がつくりたて

各箱価格 全箱 5,000円(税別) 全箱 5,000円(税別) 全箱 5,000円(税別)

本社/028-31 岩手県神宮市石鳥谷町好地3-85-1 岩手阿部製粉所 0198(45)4880 FAX:0198(45)4887

韓国で初めてマスコミに名乗り出たこの女性の存在を特種としてスクープしたのは日本の朝日新聞だった。大阪本社に所属する植村隆記者が八月十日ソウル発で送ってきた記事がそれである。植村記者は、ソウルで実名記者会見が開かれる四日も前に、この女性の存在を掘っていたことになる。

もちろん植村記者はこの十日付の記事では彼女を匿名で扱っていた。「女性の話によると、中国東北部で生まれ、十七歳の時、だまされて慰安婦にされた。二百人〜三百人の部隊がいる中国南部の慰安所に連れて行かれた」と報じ、またリード部分では「女子挺身隊」の名で戦場に連行されたとも書いている。

なった母親によって十四歳のとき平壤にあるキーセンの検査に売られていった。三年間の検査生活を終えた金さんが初めての就職だと思つて、検査の義父に連れられていった所が、北中国の日本軍三百名余りがある部隊の前だった(『ハンギョレ新聞』九一年八月十五日)とはつきり書いていたのである。

もちろん、たとえキーセンとして売られていったとしても、金さんが日本軍の慰安婦として苦汁を舐めたことに変わりはない。しかし、女子挺身隊という名目で明らかに日本当局の強制力によって連行された場合と、金さんのケースのような人身売買による強制売春の場合では、日本軍ないし政府の関与の度合いが相当に違うことも確かだ。それはとりもなおさず、記事を読む人々に従軍慰安婦というものを印象づけるインパクトの違いとなる。まして「挺身隊」イコール「慰安婦」と

「慰安婦問題」とは何だったのか

BOOKMAN

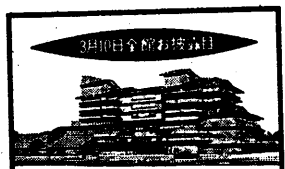
2+3トラスライト式
イーシーモニターシステム
ヘイシック

高木・中・自由設計
ブリックマン

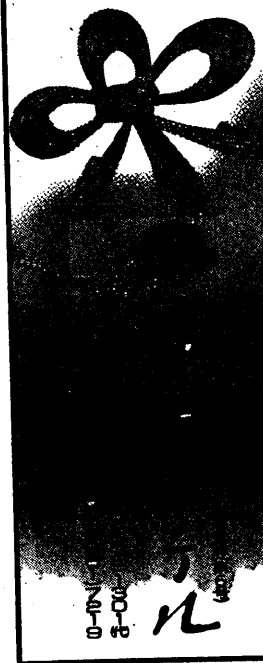
あなたのお部屋に合わせ
3倍入る書棚ができます。

空間具・夢収納
malshin

製造発売元 株式会社 丸井
静岡本社/〒420 静岡市黒金町12-5
054-272-8880 FAX 054-273-6711
東京本社/〒101 東京都千代田区神田
多町2-4-1 吉川ビル 03(3258)3071



装いあらたに 心あらたに 3月10日 全館お披露目



そのような観点から韓国マスコミの「誤

あつても人権が著しく侵されていることには変わりなく、その意味で金さんは被害者であり、深く同情する。しかし、そのことと事実を正確に伝えることは別問題であらう。さらに、私の取材によれば、この植村記者は、今回の個人補償請求裁判の原告側組織である「太平洋戦争犠牲者遺族会」のリーダー的存在、梁順任・常任理事の義理の息子なのだ。植村記者は梁常任理事の娘の夫なのである。つまり、彼自身は今回訴えた韓国人戦争犠牲者の遺族の一員とも言えるわけで、そうであればなおのこと、報道姿勢には細心の注意を払わなくてはならないと私は思う。たとえ仮に自分の支持する運動に都合の悪いことでも、事実は事実として伝えてくれなければならない、結局問題の正しい解決にはつながらないのである。

報」についても指摘しておきたい。宮澤訪韓の直前一月十四日、韓国マスコミは一斉に「小学生までが女子挺身隊にされた」と報じ出した。韓国では一般に「挺身隊」イコール「慰安婦」と理解されているため、小学生まで性的犠牲に供したということ、日本非難はいやが上にも高まってしまった。しかし、この報道の実態は、一九四四年に当時のソウル市内の小学校から六人の女子児童が富山県の軍需工場に「女子挺身隊」として派遣されたというものであって、「女子挺身隊」の条文中に書いてある通りの勤務奉仕に過ぎなかった。当時彼女たちを送り出した日本人教師の池田正江さんが、そのことを気にかけて昨年の夏に教え子を訪ねて韓国にやってきたことが、この話の元となったのである。

その話を年末に知った聯合通信の金溶洙記者は、三月までに詳しく取材をして記事にした。その金記者の記事によって多くの韓国人は今でも「小学生が慰安婦にされた」という事実が確認されたものと信じているの

いう俗説（これについては後で詳述）が通用している韓国のことを考えれば、金さんが挺身隊という名目で、日本の国家権力によって強制的に連れていかれたかどうかは、事実関係の上で最も重要なポイントの一つだろう。会見の四日も前に金さんの存在をスクープした植村記者が、そうした事実を果たしてほんとうに知らなかったのだろうか。まして、提訴後の弁護士同行取材の折にも、韓国語に堪能な植村記者はそうした韓国内の報道を知らずにいたのだろうか。

それだけではない、高木弁護士たちが十二月六日に東京地裁に提出した訴状にも金さんは「十四歳からキーセン学校に三年間通ったが、一九三九年、十七歳（数え）の春、『そこへ行けば金儲けができる』と説得され、（中略）養父に連れられて中国へ渡った」とが、しっかり記されているのである。

これでは、植村記者はある意図を持って、事実の一部を隠蔽しようとしたと疑われても仕方がないと思ふ。まして最も熱心にこの問題に関するキャンペーンをはった朝日新聞の記者が、こうした誤りを犯すことは世論への影響から見ても許されない。

とにかく朝日新聞の従軍慰安婦問題に対する熱心ぶりには目をみはるものがある。提訴

の時期あたりから記事をいくつか拾い出して

「責任とらぬ46年許さない 来日の韓国女性、従軍慰安婦問題を批判」（十一月十六日）
「従軍慰安婦問題、共同で 韓国・北朝鮮・日本の女性が生ンボジウム」（十一月二十七日）

「従軍慰安婦にされた朝鮮女性、半世紀の『恨』提訴へ」（十二月一日 大阪）

「問われる人権感覚 制度の枠を超え真の補償を 韓国人従軍慰安婦の提訴」（十二月六日）

「金学順さん囲む市民集会、大阪・神戸で」（十二月六日 大阪）

「『恨』の半世紀 決意の訴え『胸痛い、でも話す』元従軍慰安婦提訴」（十二月六日）

「あの日に思い：複雑」（十二月八日 大阪）

「従軍慰安婦の悲劇を伝えたい 金学順さん囲み、堺でも聞く会」（十二月十日 大阪）

「従軍慰安婦（ことば）」（十二月十日）

「金学順さんの痛み分かろう（声）」（十二月十一日）

「韓国の団体が日本に抗議 従軍慰安婦問題」（十二月十二日）

「朝鮮人慰安婦のこと学びたい 資料集に入手希望続々と」（十二月三十日）

といった具合で、特に提訴の日の見出しな

どは、原告団の主張をそのまま代弁しているような感じだ。また、各運動団体の電話番号などを記事の中に入れて、宣伝に役かたてさえている。

「小学生慰安婦」の真相

朝日に限らず、日本のどの新聞も金さんが連行されたプロセスを詳しく報ぜず、大多数の日本人は当時の日本当局が権力を使って、金さんを暴力的に慰安婦にしまったと受けとめてしまった。そしていまや金さんは従軍慰安婦のシンボルにまで祭り上げられている。くり返すが、人身売買による強制売春で

味のぼんに

かまぼこ

銀

白

秋芳

株式会社 杉本利 大阪 本店

山口県防府市三田町一丁目

電話 防府局(0835)22(代)0391番

新建築創刊65周年記念号 建築20世紀

数々の変転を経た今世紀の建築をヴィジュアルで集大成

好評発売中!

新建築1月臨時増刊
PART 1 1890-1950
新建築6月臨時増刊
PART 2 1950-1991

20世紀の代表的建築約650作品をカラー写真と図面・解説で紹介。さらに主要な建築家・国内建築思潮は詳細に解説し、戦後の別々な年代順に配置。筆陣は監修者を含む90名

(作品・執筆著者数はその合計)

●監修
鈴木博之 (東京大学教授)
中川武 (早稲田大学教授)
藤森照信 (東京大学助教授)
隈研吾 (建築家)
本文総頁 各約340頁
定価 各5,150円(税込)

新建築社
東京都文京区湯島2-31-2 千113
tel.03(3811)7101 振替東京5-30658

論について若干の解説を加えようと思う。
日本の敗戦によって日本の朝鮮支配は終了する。一九五一年のサンフランシスコ講和条約によって日本は朝鮮の独立を承認し、国と国、国民(法人を含む)、国民と国民の間の財産、債権、請求権に関しては特別な取り決めで結んで処理することとなった。韓国は亡命政権の活動などを根拠に戦勝国としサンフランシスコ条約に加わりたかったのだが、連合国側はそれを認めなかった。そのため同条約二十一条で日本が支払いを約束した「戦争で受けた物質的損害と精神的損害に対する賠償を受ける権利」は認められなかった。わかりやすく言えば、韓国については分離独立に伴う両国民間の未清算部分の清算だけが認められたのだ。

一九五二年から始まった日韓交渉では、この財産、債権、請求権に関する交渉がひとつの大きな柱となった。韓国側は日本に対して八項目の「対日請求権要綱」を提示した。
①朝鮮銀行を通して搬出された地金返還
②日本政府の対朝鮮総督府債権の返還
③日本降伏後に韓国から送金された金品の返還
④韓国に主事務所を置いていた法人の在日財産の返還
⑤韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の諸請求権の弁済(本項の一部は下記の事項を含む。1日本有価証券 2日本系通貨 3被徴用韓国人の未収金 4戦争による被徴用の被害に対する補償 5韓国人の対日本政府請求恩給関係その他 6韓国人の対日本人または法人請求 7その他)
⑥⑦⑧は略

この中の⑤の3と7が、戦争に動員された韓国人の補償と関連があるわけだ。ちなみに「⑤の7その他」に関しては注目すべき情報に関係者から聞いた。交渉の過程で韓国側自ら「その他」の中身は「今後起こりうるかもしれない諸問題」であると主張していたというのだ。だとすれば現在韓国国内にある「従軍慰安婦は六五年当時議論されなかったのだから新しく請求できる」という主張は当時の韓国側の解釈と矛盾することになる。
一方日本側はこの八項目要求に対して、根拠のあるものは支払う準備があるが、立証責任は韓国側にあるという立場をとった。その上で日本側の要求として、日本人の在韓私有財産に対する補償を求めた。どちらが多いかを計算すると日本側の取り分の方が多いという主張だったのだ。当時日本人の在韓財産は

だ。現に『東亜日報』の十五日の社説は「十二歳の小学生まで戦場で性的おもちやにして踏みにじった」と書いて読者の感情を刺激した。
またこの問題と関連して、今年二月初め、韓国のある大学教授が記者会見を行い、韓国人従軍慰安婦動員は、天皇の署名のある勅令を根拠に行われたとして一九四四年に出された「女子挺身勤労令」の全文を公開した。韓国の新聞、テレビはこぞこれを大きく扱い、従軍慰安婦動員は日本の国家権力の丸抱えだったと日本の責任を追及した。おまけに日本のテレビまでが、このニュースをそのまま引用報道している。しかし、これなどは明らかに誤りである。この勅令は歴史年表にも出てくるような周知のもので、日本人女性にも等しく適用され、工場等での勤労奉仕に動員したのだ。韓国人従軍慰安婦動員にこの勅令が用いられたことを示す証拠があれば別だが、条文を示すだけではニュースでもなんでもない。従軍慰安婦とはなんの関係もないのである。ここまでくると誤報というより、余りに不勉強としか言いようがない。ニュースの価値すらないものをニュースに仕立てる。まさにセンセーショナルリズムそのものだ。そもそも挺身隊と慰安婦は制度としてまっ

たく別のものである。それが韓国においてはほぼ同一視されてしまっている。韓国の報道にこうした誤報が頻発し、また慰安婦問題が韓国人の感情をこれだけ刺激するのにも、女子挺身隊で連行された朝鮮人女性は、大半が慰安婦にされた韓国人が思い込んでいたためである。
この点で、日本側のマスコミも挺身隊と慰安婦とを安易に結びつけることだけは、厳に戒めなければならない。そうしないと韓国人の誤解をますます深めてしまうことになる。
ところが実態は正反對なのだ。韓国通の植村記者でさえ、金さんの存在を伝える第一報のリード部分に事実でもないのに平気で「挺身隊」と書く。朝日は、あの新資料発見をスクープした一月十一日紙面でも「従軍慰安婦」の用語解説に「主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した」と明記している。これでは誤解を正すどころか逆に煽っているようなものだ。だいたい、いままでのところ挺身隊という名目で慰安婦にされた韓国人女性は一人も見つかったくないのである。
いまや韓国のマスコミなどでは宮澤首相の訪韓と謝罪を受けて、従軍慰安婦をはじめとする戦争犠牲者に対して当然日本政府はしるべき賠償・補償をすべきだという論調が支

配的である。韓国政府もこうした世論の支持を背景にかなり強硬な姿勢を取りはじめている。宮澤訪韓直後の一月二十一日には従軍慰安婦問題に関して各省庁の実務責任者会議を開き「元従軍慰安婦問題について、日本政府に対し、徹底した真相究明とこれに伴う適切な補償などの措置を取るよう求めるとの方針を決めた。会議では、六五年の日韓条約締結当時と状況が変わったとの立場を確認した」(『朝日新聞』一月二十二日)という。
補償は一九六五年に完全に解決
もしこの朝日の記事がほんとうであるとすれば、これは日韓両国にとって深刻な事態である。本来、この従軍慰安婦問題を考える際は、二つの議論をまずきちんと区分けする必要があると私は考えている。即ち条約上の権利・義務という観点と、人道主義的支援という観点だ。そして前者の立場から言えば、一九六五年の「請求権並びに経済協力に関する協定」によって日韓間にはもはや補償問題は存在しないと考えるのが妥当なのである。それをも韓国側が認めないとすると、これは日韓外交関係の根柢を否定するような議論といわざるを得ない。以下、そのあたりの議



三田佳子

日づいての國之酒

大吟醸原酒
天平印千寿土佐鶴(超特撰)
お酒は20歳になってから



YASUDA KOCHI JAPAN
日本の名産酒土佐鶴酒造
島根県安芸市
TEL08873-8-6511

青柳氏や高木氏など、今回の裁判を支援している日本人たちも、裁判そのものに勝訴するというよりは、裁判を提起することによって世論を盛り上げ、議員立法のような形で補償を実現したいと考えていると思われる。お

一方、韓国の政府・国民ともにこの裁判の行方に高い関心を持つようになってきている。このまま進むと、光華寮事件の時のように裁判の動向が外交問題化していかないとも限らない。そこへ今回のような両国マスコミの誤報が重なれば、いよいよ日韓両国民間のミソが深まることは火をみるより明らかなだ。

と述べている。高木氏にしても青柳氏にしても、戦争被害を受けた朝鮮人すべての者に

なおさら結果は明白と言える。
韓国の場合と異なり日本は中華民国と国交を結んだ際、請求権問題は後日別途に取り決めること約束したきりにし、北京政府に「国交の相手を乗り換えてしまった。そういう事情があるにもかかわらず、裁判所判決は「誰に戦後補償を行うのかは、その国政府の裁量権の問題である」とする国側の主張を支持し、地裁、高裁とも台湾人側の請求を退けている。ただ「道義上の責任」という考え方から、八七年、国会が議員立法をつくり戦死者、重傷者約三万人に二百万円の弔慰金を支払うことにしたのである。

それく先の台湾のケースをモデルとして念頭においているだろう。しかし台湾の場合はそれまで一銭も支払っていなかったという事情があり、その上原告らは一切反日的な言動をとらず、ただただかつての戦友に冷たいではないかという姿勢を取りつづけた。現在の韓国人の対応ぶりとは正反対だったのだ。そういう台湾人の態度が保守層を広く含む広範な支援の声を呼び起こした。保守層の韓国嫌いを急増させてしまった今回とはまるで大違いである。

しかし、そうした結果を招いた責任は日本政府の側にもある。日本政府が事態の全体像を調べもせず、その場しのぎの謝罪を繰り返してつづけてきたことが問題なのだ。謝れば相手は当然のこととして金銭的な償いを求めてくる。昨年八月に東京で開かれた「戦後補償国際フォーラム」の席上、実行委員会を代表して挨拶した高木弁護士は、

この第一条で日本は韓国に無償で三億ドル、長期低利の借金を二億ドル、十年間にわたって供与することが決められた。またそれ以外に日本からの三億ドル以上の民間借款の提供も約束された。ただし、このうちいく

が韓国への未清算部分の支払いなのかはまったく明らかにされていない。第二条では韓国の独立に伴う未清算部分の解決が終了したことに伴って次のように書いている。
「1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」

その後、一九六一年に政権の座についた朴正熙大統領の強力なリーダーシップの下、この問題は実務レベルを離れ、経済協力と抱き合わせの形で一括解決されることとなった。それが一九六五年日韓国交回復の際に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」である。

その上この協定について合意された議事録の中には、「協定第二条に関し、同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求権要綱(いわゆる八項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認された」と記されているのだ。こうした条約を眺めれば、無償有償五億ドルを韓国政府にまどめて

供与することによって韓国人戦争犠牲者への補償もすべて終了したということは明白である。当時、日本の外貨準備高は十八億ドルであった。五億ドルという額は日本にとっても大変な金額だった。

一体誰のための裁判か

高木氏や青柳氏は、国家対個人の請求権は残っていると、提訴に踏み切っているが、しかし、日本政府は同協定を受けて「大韓民国の財産権に対する措置に関する法律」を国会に出し成立させている。そこでは、日本の国内法によって韓国とその国民の日本に対する財産、権利、利益を消滅させている。要するに韓国人個人の実体的請求権はこの法律によってなくなっているのである。現在残されているのは韓国人が裁判所に提訴するだけという意味での「個人請求権」だと言っている。

泊って、悠々ゴルフ。

スロモイクの第3歩は、コンディショニング。ゴルフ前後は、ホテルに泊って、ぐっすり快眠。

ゆったりと、気持ちよく、スローテイクホールをむかえませんか。

TPC馬頭後楽園はホテル施設も充実。心やすらぐ73の客室がゴルフの方をお待ちしています。
さあ、こんどのゴルフは、あなたも泊ってベストスコアを。



●ただいま、3歳以上の
平日コンペご利用者に
優勝記念品(小物袋)を
プレゼント中
期間=1~3月の平日

ご予約のお申込み、お問い合わせは…
0287-92-1155
お申込時間/10:00am~3:00pm
●1~3月は、毎週火曜日定休とさせていただきます。
●ホテルは客室73室(106名)。

パブリックコース
TPC馬頭後楽園
ゴルフコース&ホテル
栃木県那須郡馬頭町大字盛泉1500

支払われた。負傷者を含む生存者にはまったく何もなされていらない。ある意味でいえば、韓国人戦争犠牲者たちは経済発展という国家民族の大事のために多少我慢させられてしまったということだ。別の言い方をすれば、韓国政府は戦争犠牲者を含む国民全体が絶対的貧困から解放されるために日本からの資金を使うという選択をし、その政策は目標を達成したのだ。

ところが大多数の韓国人は、日本からの資金がどのように使われ、いかなる効果を上げたかをまったく知らされてこなかった。マスコミも書かないし、学校でも教えていない。六五年に国交が回復して以来、両国関係者の努力により日韓両国はさまざまな紆余曲折があったが友好と協力を積み上げてきたことは確かだ。その肯定的側面についての議論が少な過ぎはしないか。日本が植民地時代にいか

に残虐な弾圧をしたのかをロウ人形で再現している独立記念館を訪れるたびに思うのは、六五年の国交回復以降の協力関係についてなぜ展示がないのかということだ。日本人は戦前の歴史をもう少し知る必要があるが、韓国人にも六五年以降の歴史にもう少し、目を向けてもらえないだろうか。

現在問題となっている元従軍慰安婦などの韓国人犠牲者に対する対策も、むしろこれまで日韓両国が築いてきた協力関係の上で考えられるべきだ。その際、両国マスコミの責任は重大だ。第一になぜマスコミは六五年の協定の中身をきちんと報道しないのか。それなしには、この問題の建設的議論はなし得ない。第二にとにかく事実を振じ曲げた報道はしないようにして欲しい。八二年の教科書問題の時もそうだったが、なんであれ事実を曲げて報道すれば事態は悪化するばかりなの

だ。従軍慰安婦問題についても、まず両国民が問題の全体像を冷静に把握することが先決である。

そしてその後に、現在の時点でそれらの方々が何を必要としており、どのような対策が立てられるべきなのかに関して、韓国側のイニシアティブの下で調査をしてもらいたい。その結果、立てられた対策に対しては、ぜひ日本側でできることを協力したい。日本政府の持っている名簿の引き渡し、遺骨収集、慰霊事業などは政府レベルでの話し合いさえあれば具体的な解決策は見出せるはずだ。そして犠牲者への援護措置としては基金作りなどが考えられるが、その際は日本の民間の参加があるべきだろう。私を含めて貧者の一灯を投げたいと考えている日本人は少なくないことを強調しておきたい。

対して、日本は個人個人に陳謝をし補償をしなければならないという思想の持主である。彼らはそうした考えが、主権国家韓国政府の存在を徹底的に無視する植民地宗主国の発想だということにまったく気がついていない。そもそも植民地支配の被害者を特定の個人に限定できるのだろうか。程度の差はあれ韓国民全部が被害を受けたことは間違いない。だからこそ日本は六五年に韓国政府に対してまとめて補償を行ったのだ。もし、高木氏らが言うようにあの時の協定が無効としたら、日本が払った五億ドルは一体なんだったのか。

青柳氏や高木氏のような日本人たちはこれからさまざまな過去の問題を取り上げてくるだろう。青柳氏らは八九年の段階で、実に十四の事件に関して日本政府に賠償を求める裁判を起こす計画を持っていた。その中には「慰安婦として戦場に駆り出された女性」への裁判も含まれていたのだ。

こうした裁判は本当の意味で被害者の人たちのためであるとは言えないのではないか。日本人である青柳氏や高木氏は、日本の「悪」「不正義」を糾弾すること自体にその目的を持っているのだ。日本を告発してくれる存在としてのみ韓国人を捉えているからこ

そ、韓国政府の主體的な政策判断を無視してしまえるのだろうか。しかし、日韓両国政府が協力して取り組まない限り、被害者への援護が進まないのは明らかだ。そうした意識は、朝日新聞をはじめとした日本のマスコミにもある。彼らもまた日韓関係の正常な発展など考えもせず、日本人として過去を裁きたいと望んでいる。もしほんとうに日韓関係の未来志向的發展を願うなら、いたずらに日韓双方の嫌韓、反日感情を煽るだけの今回のようないい加減な報道はしないはずである。

隠されている日韓友好の歴史

一方、日本政府の対応の拙劣さも一向に変わらない。そういう歪んだ構図で登場してくる過去の問題に対して、これまで日本政府はなんら主體的な行動をとってこなかった。何か問題が出てくるたびに、資料がなくて事実関係が不明と答え、韓国政府の要求や日本のマスコミの新資料発見に押されて、謝罪するということを繰り返してきた。なぜ日本政府はそうした対応しか取れないのか。その一番の原因は、植民地支配の全体像を日本の立場できちんと捉え直す作業をこれまでまったくしてこなかったからだ。

日本政府は早急にカネとヒトを投入して、本腰を入れた植民地時代研究をはじめべきである。過去の過ちを謝罪し、反省するためにはまずそれをきちんと自分の手で調べてみる必要があるのだ。その結果なすべきことがあれば、韓国側から要求されなくともやるべきだ。逆にいくらやれと言われても、出来ないことは出来ないし積極的に説明しなければならぬ。

韓国側関係者にも考えてもらいたいことがある。日本からの五億ドルの資金は、農業近代化、浦項製鉄所建設、中小企業育成、科学技術開発、昭陽江多目的ダム・京釜高速道路建設などに投入され、六六〇七五年の十年間に経済成長率平均二〇パーセント、経常収支改善効果年平均八パーセントという実績を生み出した。「漢江の奇跡」と呼ばれる朴政権下の急速な経済成長に、過去の清算を目的として日本が提供した資金が有効に活用されたということとは、日韓両国関係者の努力の結果として高く評価するべきだ。

一方、民間人に対する補償は日韓国交回復後十年間延期された後、七五年に「軍人、軍属または労働者として召集され一九四五年八月十五日以前に死亡した者」が対象となり、その直系遺族約九千五百人に三十万ウォンが